平成２９年（フ）第１７３３号
横浜市旭区今宿東町1530番地２　Ｅ306号
破産者　川崎　千昭
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５８号
横浜市青葉区さつきが丘４番地４　サクセス青葉台302
破産者　藤ノ木祥雄
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２４号
横浜市神奈川区羽沢町1695番地１　サンライズ片倉706号
破産者　佐藤みゆき
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２５号
横浜市緑区中山町152番地20
破産者　工藤　星準
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４号
新潟市西蒲区巻甲3248番地１　アクアグレイスＡ102、前住所秋田県北秋田市脇神字赤川岱157番地４
破産者　長野　利泰
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８２号
富山市住吉759番地
破産者　ＴＲＩＭ　ＪＩＧＳＡＷことｒｅｇａｕｇｅこと　高畠　賢司
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
岐阜県各務原市那加前洞新町３丁目199番地（レオパレスファーストウィング202号室）
破産者　飯沼　順一
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２４４号
静岡県沼津市江原町13番13号　アゼリア21・103号室
破産者　眞野つや子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
静岡県賀茂郡松崎町宮内19番地の８
破産者　土屋あゆみ
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１０１号
愛知県豊橋市花田町字斉藤60番地
破産者　北村伊佐雄
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１１８号
愛知県蒲郡市大塚町後広畑84番地１　蒲郡市老人ホーム、従前の住所愛知県蒲郡市竹谷町泉16番地　ビューラー三河106号
破産者　鈴木　敏幸
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５１６号
京都市右京区梅津中村町39番地
破産者　岸本　栄次
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
山口県下松市昭和町１丁目３番11号
破産者　広実　正美
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第７４号
高知市神田1735番地23　ハイツ中野202号室
破産者　村上千賀子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４４５号
北九州市八幡西区永犬丸南町２丁目13番33号
破産者　平石　裕介
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２３号
宮崎市月見ケ丘４丁目23番16号　コーポグリーン102号、前住所宮崎市大工３丁目269番地大工町ベルメゾン310号
破産者　山中　幸子
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第７９０４号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾199－８
破産者　松原貿易こと　湊　　剛士（旧姓松原）
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９４０号
埼玉県川口市仲町16－22－205、開始決定時の住所東京都町田市原町田４－16－15－304
破産者　須藤　松司
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部